

関西国際戦略総合特別区域地域協議会規約

(設置)

第1条 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第19条第1項に基づき、関西国際戦略総合特別区域地域協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(目的)

第2条 協議会は、関西が各地方公共団体の行政区域を超えて戦略的かつ有機的に連携、一体化した取組を進めることで、国内外に広く開かれたイノベーションのプラットフォームを構築し、その効果を我が国全体の生産性と付加価値の向上に波及させ、もってアジアにおける新産業創出の中核拠点となるため、関西国際戦略総合特別区域（以下「関西国際戦略総合特区」という。）の指定を実現するとともに、関西国際戦略総合特区が目指す取組の具体化に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 法第8条第1項の規定による関西国際戦略総合特区の申請についての協議
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施について必要な事項の協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関西国際戦略総合特区の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成)

第4条 協議会は、次の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 関西国際戦略総合特区を法第8条により共同申請する地方公共団体
- (2) 次条に定める地区協議会を構成する者
- (3) 法第2条第2項に規定する特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- (4) 関西国際戦略総合特区で取組む産業分野等について高度な専門的知見を有する大学又はその他の機関
- (5) 関西国際戦略総合特区の事業推進に具体的に寄与する団体又は機関
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(地区協議会)

第5条 関西国際戦略総合特区を構成する地区ごとに地区協議会又はそれに準ずる組織（以下「地区協議会等」という。）を置く。

2 地区協議会等は各地区における特定国際戦略事業等の推進に必要な事項の協議を行う。

(委員会)

第6条 重要事項の協議、協議会の意思決定、その他協議会の運営に必要な事項を審議するため協議会に委員会を置く。

(委員)

第7条 委員会の委員は、第4条第1号に定める地方公共団体及び第5条第1項に定める

地区協議会等の代表者並びに当該代表者が第4条に掲げる構成員から指名した者とする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は非常勤とする。

(役員及び職務)

第8条 委員会には会長1名のほか副会長を置くことができる。

- 2 会長は、委員の中から互選し、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名し、委員会の同意を得て選任する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席で成立するものとし、議事を決する必要がある場合は、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第10条 関西国際戦略総合特区における事業の効果的な推進を図るため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は構成員から指名した者及び協議会が特に必要と認める者で構成する。

(幹事会)

第11条 委員会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整を行うため、別に定めるところにより、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は別に定める。

(オブザーバー)

第12条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、協議会会長団体と第4条第1号に定める地方公共団体から指名を受けた地方公共団体が担うものとする。

- 2 事務局の場所は、協議会会長団体に置く。

(その他の必要事項)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

1. この規約は平成23年9月28日から施行する。

関西国際戦略総合特別区域地域協議会幹事会規約

(設置)

第1条 関西国際戦略総合特別区域地域協議会規約（以下「規約」という。）第10条に基づき関西国際戦略総合特別区域地域協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 幹事会は、関西国際戦略総合特別区域地域協議会（以下「協議会」という。）を補佐し、関西国際戦略総合特別区域（以下「関西国際戦略総合特区」という。）の規約に基づく事業の推進における検討、討議を行うとともに、協議会に設置される委員会での会議に必要な支援を行う。

(構成)

第3条 幹事会は、次の者（以下「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 関西国際戦略総合特区を共同申請する地方公共団体の代表
- (2) 関西国際戦略総合特区で取組む産業分野に関する企業等の代表
- (3) 関西国際戦略総合特区で取組む産業分野に関する大学及び研究機関等の専門家
- (4) 関西国際戦略総合特区の事業推進に具体的に寄与する団体及び機関の代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認める者

(その他の必要事項)

第4条 この規約に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事の協議によって定める。

附則

1. この規約は平成23年9月28日から施行する。